

令和3年第11回定例会
議案等参考資料

1 議案第1号関係

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p data-bbox="263 286 359 320">附 則</p> <p data-bbox="220 338 368 371">(施行期日)</p> <p data-bbox="177 394 798 483">1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。</p> <p data-bbox="220 501 456 535">(この条例の失効)</p> <p data-bbox="177 557 798 647">2 この条例は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="909 286 1005 320">附 則</p> <p data-bbox="866 338 1015 371">(施行期日)</p> <p data-bbox="823 394 1444 483">1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。</p> <p data-bbox="866 501 1102 535">(この条例の失効)</p> <p data-bbox="823 557 1444 647">2 この条例は、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

○おいらせ町学校給食費の免除に関する条例

平成30年12月20日

条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する学校給食に要する費用（以下「学校給食費」という。）を、免除することで、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。
- (2) 学校 おいらせ町立学校設置条例（平成18年おいらせ町条例第79号）第2条の規定に掲げる小学校及び中学校をいう。

(免除の対象者)

第3条 この条例において、学校給食費免除の対象とすることができる者は、おいらせ町の学校へ在籍している児童生徒の保護者で、おいらせ町に住所を有している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けている保護者については、この限りでない。

(免除の範囲)

第4条 町長は、前条の規定に該当すると認めたときは、学校給食費を全額免除することができる。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

2 議案第2号関係

令和4年度おいらせ町奨学資金貸付事業 貸与額(案)

令和3年11月25日

(1) 現行貸付内容(令和3年度募集内容)

単位: 人数 人、貸与金額 千円

学校区分	高等学校		短大・専門学校		大学・大学院		年間合計		備 考
	人数	貸与月額	人数	貸与月額	人数	貸与月額	人数	貸与年額	
内訳	2	10	5	30	12	40	19	7,800	

※奨学資金基金残高 110,285,078 円(令和2年度末残高:前年度比較 7,451,532円増)

(2) 試算結果(令和3年度～令和24年度)

単位: 人数 人、貸与金額 千円

ケースNo.	高等学校		短大・専門学校		大学・大学院		年間合計		備 考
	人数	貸与月額	人数	貸与月額	人数	貸与月額	人数	貸与年額	
(現行)	2	10	5	30	12	40	19	7,800	・現行のまま継続するとR12に基金残高が10,253千円となり、R13には基金残高が10,000千円を下回る見込み。 ・貸与総額7,800千円をR9まで継続し、R10以降の貸与総額を7,320千円とするとR13に基金残高が10,733千円となるが、基金残高が10,000千円を下回らない見込み。 ※R4-9:7,800千円⇒R10-24:7,320千円 最低基金残高 10,733千円【R13】
2	2	10	6	30	11	40	19	7,680	※最低基金残高 15,809千円【R13】
3	2	10	4	30	13	40	19	7,920	R4-6:7,920千円⇒R7以降:7,320千円 ※最低基金残高 12,649千円【R14】

【補 足】

①学校区分による貸与期間は下記のとおり。

- ・高等学校…貸与3年間
- ・短大・専門学校…貸与3年間(うち高等専門学校:貸与5年間(3年に1人のペースで試算))
- ・大学・大学院…貸与4年間

②償還(返還)期間は、『貸与年数×2以内の期間』

(すでに貸付している者で、貸付期間が5年を超える場合は、10年)

(3) 過去5箇年の決定実績(各年度新規奨学生)

単位: 人数 人、貸与金額 千円

学校区分	高等学校		短大・専門学校		大学・大学院		年間合計		備 考
	人数	貸与年額	人数	貸与年額	人数	貸与年額	人数	貸与年額	
H29	0	0	3	1,080	9	4,320	12	5,400	募集内容(各人数以内) 大10人、短6人 高2人
H30	0	0	0	0	7	3,360	7	3,360	〃
H31/R1	0	0	1	360	2	960	3	1,320	募集内容(各人数以内) 大10人、短6人 高2人 ※辞退者除く
R2	0	0	2	720	9	4,200	11	4,920	募集内容(各人数以内) 大10人、短6人 高2人 ※6月に追加募集を実施し、3名応募有り。
R3	0	0	2	720	7	3,360	9	4,080	募集内容(各人数以内) 大12人、短5人 高2人 ※8月に追加募集を実施し、2名応募有り。
平均人数	0		1.6		6.8		8.4	3,816	

令和4年度 おいらせ町奨学生募集(案)

おいらせ町では、特に優れた資質を持ちながら経済的理由によって修業が著しく困難な方に対し、奨学資金の貸与を行い、有用な人材育成をめざしています。

ご質問やご不明な点がありましたら、裏面問い合わせ先までご連絡ください。

1. 申請資格

- (1) 1年以上町内に住所を有している方の子弟。
- (2) 学業に優れ、勉学意欲のある者。
- (3) 家族が過去3年分の税金を滞納していない者。
- (4) 日本学生支援機構奨学金二種の家計基準に該当する者

2. 貸与月額限度額及び人数

- | | | |
|----------------|-----------|-------|
| (1) 大学、大学院 | 40,000円以内 | 12人以内 |
| (2) 高専、短大、専門学校 | 30,000円以内 | 5人以内 |
| (3) 高等学校 | 10,000円以内 | 2人以内 |

※貸与人数は予定であり、変更になる場合があります。

3. 償還期間 卒業月の1年後から貸与期間の2倍の期間(貸与期間が5年以上の場合 は10年)以内に、全額償還(無利子)

4. 必要なもの

- (1) 申込書(学務課備え付け)
- (2) 印鑑(本人の認印)
- (3) 成績証明書
 - ・大学、大学院……高校3年間
 - ・短大、専門学校……高校3年間
 - ・高専、高等学校……中学校3年間
- (4) 合格通知書又は在学証明書
- (5) 進学後の学費等がわかる資料(募集要項等)
- (6) 令和3年度所得課税(非課税)証明書(世帯全員分)
- (7) 過去3年度分の納税証明書(世帯全員の令和3、令和2、令和元(平成31)年度分)
※税金の種類～市町村民県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税
(課税されてない税金の証明書は不要です。)
- (8) 連帯保証人承諾書(学務課備え付け)
- (9) 連帯保証人承諾者(父母等以外の者)の令和3年度課税所得証明書

※連帯保証人(2名)は、本人が計画どおり返済できない場合、返済請求され、本人に代わって納めていただくこととなります。父母等以外の「連帯保証人」は、独立の生計を営み、返済能力(年収が貸与予定総額以上)がある方に限ります。

(裏面あり)

5. 申込受付期間 令和4年3月1日(火)～3月23日(水)
午前8時30分～午後5時(土日、祝日除く)

6. 申込場所 おいらせ町教育委員会 学務課 (役場分庁舎2階)

7. その他

- (1) 貸与する者の決定については、4月開催の「おいらせ町奨学生選考委員会」で行います。
- (2) 選考委員会の結果は、個人通知します。
- (3) 貸与が決定した場合は、誓約書、口座振込申出書、在学証明書等を提出していただきます。
(誓約書には、連帯保証人の実印の押印及び印鑑証明書を添付していただきます。)
- (4) 貸与決定後の第1回目の奨学貸付金の振込みは、5月下旬から6月上旬の予定です。

【 問い合わせ先 】

おいらせ町教育委員会 学務課 (役場分庁舎2階)

所在地：おいらせ町上明堂60-6

電話番号：0178-56-4258 (課直通)



3 議案第3号関係

お教社第549号
令和3年11月3日

文化財保護審議会 会長 津曲 隆信 様

おいらせ町教育委員
教育長 松林 義



諮問書

文化財保護条例第13条により、文化財指定解除について貴会の意見を求めます。

町指定文化財 第15号 三本木墓地のヒノキ（天然記念物）

指定年月日 昭和62年11月24日

所在地 おいらせ町三本木47の2

高さ 13.51m 太さ 2.66m 員数1 推定樹齢330年

経緯 令和3年10月1日午前10時ころ、まちづくり防災課へ、三本木墓地のヒノキを伐木する旨連絡があり、文化財保護係が現場へ急行すると、クレーン車や伐木の職人が作業準備中であった。町内会長に事情を聞くと、危険なため切ることにしたという。町文化財保護条例第12条・18条により手続きが必要な旨説明をした。しかし、町内会で多額の費用をかけ業者を手配済みの状況であったため、すぐに第18条申請を提出するようお願いし、本来可否を文化財保護審議会へ諮問すべきところであるが、作業中止を求めなかった。

なお、平成22年3月、枝が落下し墓石が破損する事案が発生し、その責任問題から、町内会は平成26年まで管理辞退し、所有者も同様であった。平成27年から再び町内会が管理していたが、度重なる枝落下のため、伐木の決定となったという。

諮問内容 令和3年10月1日伐木による滅失のため指定の解除をしてよいか。

おいらせ町文化財指定解除について（答申）

令和3年11月3日付で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は、諮問のとおりに決定することを適当と認めます。

記

町文化財指定解除 三本木墓地のヒノキ 1件

令和3年11月3日

おいらせ町教育委員会

教育長 松林 義一 様

おいらせ町文化財保護審議会

会長 津曲 隆信

